

議第160号

令和2年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 4,295,600	△ 千円 750	千円 4,294,850
	1 営業費用	4,124,398	△ 750	4,123,648

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(資本的収入額 377,200千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 4,572,686千円は、減債積立金 699,623千円、過年度分損益勘定留保資金 3,523,047千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 350,016千円で補填するものとする。)

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 4,950,200	△ 千円 314	千円 4,949,886
	1 建設改良費	4,231,993	△ 314	4,231,679

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 516,153	△ 千円 1,064	千円 515,089

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造